府令・省令

○内閣府農林水産省令第十号

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）の施行に伴い、並びに水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年七月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　江藤　拓

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部を改正する命令

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（員外利用の範囲） **第三条**　法第十一条第八項、第八十七条第十一項、第九十三条第七項及び第九十七条第七項の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事業とする。 一～三　（略） （銀行その他の金融機関に対する資金の貸付け） **第四条**　（略） ２　法第八十七条第十三項第四号及び第九十七条第九項第四号に掲げる銀行その他の金融機関に対する資金の貸付けについては、次に掲げる者に対して行うものとする。 一～五　（略） （信用事業規程の記載事項等） **第五条**　法第十一条の五第二項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一・二　（略） ２　法第十一条の五第三項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　法第十一条の六（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による認可を受けて行う法第十一条第三項第七号の二、第八十七条第四項第七号の二、第九十三条第二項第七号の二及び第九十七条第三項第七号の二の事業（以下「外国銀行代理事業」という。）に係る事項 二　（略） ３　法第十一条の五第五項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ、当該各号に定めるとおりとする。 一　信用事業規程（以下この条において「規程」という。）の設定の認可の申請の場合 イ　（略） ロ　規程の設定を決議した総会又は総代会の議事録の謄本	（員外利用の範囲） **第三条**　法第十一条第八項、第八十七条第九項、第九十三条第七項及び第九十七条第七項の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事業とする。 一～三　（略） （銀行その他の金融機関に対する資金の貸付け） **第四条**　（略） ２　法第八十七条第十一項第四号及び第九十七条第九項第四号に掲げる銀行その他の金融機関に対する資金の貸付けについては、次に掲げる者に対して行うものとする。 一～五　（略） （信用事業規程の記載事項等） **第五条**　法第十一条の四第二項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一・二　（略） ２　法第十一条の四第三項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　法第十一条の四の二（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による認可を受けて行う法第十一条第三項第七号の二、第八十七条第四項第七号の二、第九十三条第二項第七号の二及び第九十七条第三項第七号の二の事業（以下「外国銀行代理事業」という。）に係る事項 二　（略） ３　法第十一条の四第五項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ、当該各号に定めるとおりとする。 一　信用事業規程（以下この条において「規程」という。）の設定の認可の申請の場合 イ　（略） ロ　規程の設定を議決した総会又は総代会の議事録の謄本